諮問番号：平成２８年度諮問第１号

答申番号：平成２８年度答申第２号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○市○○区保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年３月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求の趣旨

　本件処分の取消しを求める。

（２）審査請求の理由

　ア　昨年から約５,０００円減らされており、人として最低限の生活を保障することが病状の安定には必須である。

　イ　住宅扶助でカバーできていない金額が高い。

（３）審査請求人の口頭意見陳述による主張

　ア　生活保護費として支給される月額では、最低限度の生活水準が満たされない。

　イ　夏季も光熱費はかかるのに、冬季加算しかないのは不合理である。

ウ　主として住居関連費が高く、生活を圧迫している。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却する。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

ア　本件は、処分庁が、平成２８年４月から冬季加算の削除に伴い、保護変更決定処分を行ったものである。

イ　請求人の主張する約５０００円の減額とは、平成２７年１月２３日付け同年２月分の１１５，６１０円と平成２８年３月２５日付け同年４月分の１１０，２３０円との比較であると推認されるが、保護基準額については、法令及び法令に基づく生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）に基づくものであり、決定額に誤りは認められず、処分庁の決定に違法不当な点は見当たらないことから、請求人の主張には理由がない。

ウ　住宅扶助でカバーできていない金額が高いと主張する点については、住宅にかかる共益費など日常生活の需要を満たすための費用は基準生活費に含まれており生活扶助費により賄われるべきものであること、その額に誤りもないことから、処分庁の決定に違法不当な点は見当たらず、請求人の主張には理由がない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２８年８月８日　　　諮問の受付

　平成２８年８月２４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１４日

口頭意見陳述申立期限：８月３１日

　平成２８年９月１日　　　口頭意見陳述申立書の受領

　平成２８年９月９日　　　主張書面の提出に係る意思確認

　平成２８年９月２６日　　第１回審議

　平成２８年１０月１８日　口頭意見陳述、第２回審議

　平成２８年１０月３１日　第３回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

　本件処分について、法第８条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準における生活扶助基準別表第１に則って、級地区分、年齢区分、世帯人員別、地区別冬季加算額に基づき、平成２８年３月２５日に保護変更決定処分がなされたものであり、処分庁の決定に違法又は不当な点は認められない。

また、住宅扶助については、保護基準に基づき、賃貸借契約で定められた家賃相当額に応じて支給されたものと認められる。本件では、管理費その他住居関連費に相当する部分について、これを家賃相当額とみる資料等が存在しないことから、住宅扶助としての支給は行わないという処分庁の決定に違法又は不当な点は認められない。

**第６ 付言**

審査請求人からの申立てにより実施した口頭意見陳述において、家賃以外の住居関連費が生活費を圧迫しているという主張が、審査請求人からなされた。処分庁は、審査請求人のこうした主張を踏まえ、その自立を助長するために、審査請求人の相談に応じ、必要な助言をするなどの総合的な相談援助に尽力されることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子